

い ず み 会 規 則

施	行	平成6年4月1日
改	正	平成9年5月24日
改	正	平成14年6月16日
改	正	平成15年5月31日
改	正	平成22年5月29日
改	正	平成25年5月25日
改	正	平成26年6月14日
改	正	平成30年6月2日

いずみ会規約第27条及び第34条の規定に基づき、この規則を制定する。

第1章 会 費 等

(入会金)

第1条 正会員は、本会入会時に、入会金として 5,000 円を納入するものとする。

(会 費)

第2条 正会員は、本会入会年度から、年会費 1,000 円を納入するものとする。

ただし、入会金を納入した場合は、本会入会后 7 年目までの会費を免除する。

- 2 本規則の施行日以前に満 70 歳に達している場合、または満 70 歳に達する年度までの会費を納入している場合は以後の会費を免除する。
- 3 入会金を納入し累計 45 年分の会費を納入した場合は以後の会費を免除する。
- 4 3 項において高校 35 期より以前の会員は平成 6 年度から平成 22 年度まで会費を納入したと見做す。
- 5 3 項において高校 36 期から高校 52 期までの会員は、入会后 11 年目から平成 22 年度まで会費を納入したと見做す。

(経費の支弁)

第3条 入会金、会費等の徴収に関して必要な経費等は、事務局から支弁するものとする。

第2章 事 務 局

(構 成)

第4条 事務局に、次の各部を置く。

- (1) 総務・企画部
- (2) 会 報 部
- (3) 会員情報部
- (4) 会 計 部
- (5) 人材バンク部

(6) ホームページ部

第3章 補則

(委 任)

第5条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則（平成25年5月25日改正）

1. 本規則は、平成26年4月1日より施行する。
2. 経過措置として66期及び67期が入会金を納入した場合は、平成34年度までの会費を免除する。
3. 65期以前の会員が入会金を納入した場合は本会入会后、10年目までの会費を免除する。

附 則（平成26年6月14日改正）

本規則は、その改正が議決された評議員会の終結の時から施行する。

附 則（平成30年6月2日改正）

本規則は、平成32年4月1日より施行する。